令和８年１月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 612 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和８年
（2026年）
１月号
第612号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



－主な記事－

税務署長・会長新年ご挨拶 …… ２頁
税に関する作文 …… ３頁
皆さんこんにちは・滝沢直美さん …… ４頁
頑張ってます・内田晶子さん …… ４頁
イイねふるさと！ 等 …… ５頁
女性部コーナー …… ５頁
労務レポート …… ６～７頁
税務ポイント …… ８頁
１月の予定 等 …… ９頁
当会役員・監事年賀 …… 10頁
会員福利厚生制度 PR …… 11頁
インフォメーションコーナー、
　地区トピックス、川柳コーナー、あとがき … 12頁
冬期特別研修会のお知らせ …… 付録
第21回会員親睦ボウリング大会のお知らせ … 付録

イイねふるさと！

『四柱神社』（松本市）

松本市の中心地にございます四柱神社。その名がお示しする通り四柱の神様が御祭神として祀られており、古くから地元の人々を中心に大勢の方々が心を寄せてきました。

「しんとう（神道）さん」の名でも親しまれており、神社が建立された10月１日（～３日）には毎年「神道祭」が行われ、街に大きな活気がもたらされます。

（関連記事５頁掲載　田力淳子編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長		経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
松本博労町ビル５階



謹賀新年



松本税務署長　**小林由治**

令和８年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人松本法人会会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は滝澤会長をはじめ、貴会の皆様には、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会は、「健全な納税者の団体」として、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るため、広報誌「まつもとほうじん」の発行、各種研修会の開催や税制改正に関する提言の取りまとめ、添付書類を含めたオールe-Taxの普及・定着、キャッシュレス納付の利用拡大などに取り組まれています。青年部におかれましては、昨年、創立50周年を迎えられ、小学生を対象とした租税教育の重要性をご認識いただき、青年部の多くの方々に講師を積極的に担当していただいています。租税教室の受講児童数が1万人を超えた上、全ての小学校における租税教室開催を目指すなど、積極的なお取り組みをいただいています。また、女性部におかれましては、「税に関する絵はがきコンクール」事業のほか、松本児童園への寄付・奉仕、青年部とともに献血活動といった社会貢献活動に積極的に取り組まれ、地域社会からの高い評価と厚い信頼を得られておられます。これら皆様のご尽力に対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

私どもといたしましては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指し、国民の皆様の負託に応えるべく、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」を３本の柱とし、国税に関する手続など抜本的な見直しを進めるとともに、周知・広報・相談等に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

まもなく令和７年分の所得税等の確定申告を迎えますが、「書かない確定申告」、「マイナンバーカードで自宅からｅ－Ｔａｘ」をキャッチフレーズに、例年通りスマホ申告を推進してまいります。

つきましては、確定申告期間中の松本税務署駐車場のご利用はお身体の不自由な方などに限らせていただき、臨時駐車場を含めご用意はございませんので、確定申告をなさる方は、スマホ・パソコンを利用した自宅からのe-Ｔａｘ申告を是非ともご利用いただきたいと存じます。

結びに、新しい年が皆様にとって良い年となりますよう、また一般社団法人松本法人会の益々のご発展、会員皆様のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

一般社団法人松本法人会 会長　**滝澤文雄**

あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の運営にあたりまして、深いご理解と絶大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。昨年５月の総会におきまして図らずも私が会長職を拝命いたしましたが、お陰様で本年度もこれまでに予定いたしました当会の基本事業であります税務研修会や企業経営に資する研修会、青年部が中心となって取り組む、次代を担う子どもたちに税の大切さと役割を伝える租税教育活動や女性部が取り組む税に関する絵はがきコンクール、奉仕活動といった社会貢献活動も無事に終了致しました。

こうした活動を積極的に実施することができておりますのも、ひとえに会員の皆様をはじめ、税務ご当局や関係団体、地域の皆様方のお力添えの賜物と改めて深く感謝申し上げます。今後も様々な事業を通じて、会員企業、そして地域社会のお役に立てるよう目指して参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、国内の政治経済状況に目を向けますと、政治の面では昨年史上初の女性内閣総理大臣として高市早苗総理が就任され、新しい時代の訪れを感じる一方で、長年政治の中心を担ってきた自公連立政権が幕を閉じ、新たな政治の枠組みが模索されている不安定な状況が続きます。また、経済面では世界的な食糧や燃料価格の高騰を契機に円安も加わり輸入物価が押し上げられ、国内の消費者物価上昇が続いています。加えて人手不足に伴う人件費の高騰が止まらず政府、民間が一体となっての賃上げへの取り組みが続きますが民間企業にとっては負担感が大変大きなものとなっております。

そのほかにも地球規模での気候変動や長期化する紛争、経済格差の拡大など先行きの不透明感が増す中ではございますが、どうか政府には全ての国民が安心して豊かな生活を送れるように多角的で実効性のある戦略を打ち出し、好循環の輪が地域の経済と雇用を担う地方企業にまで広がるよう力強いリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

当会としては、これからも税のオピニオンリーダーとして、税制改正に関する提言活動、租税教育等の啓発活動、そして基本事業であります税務研修会、企業経営に資する研修会の開催などの活動を積極的に展開していく所存でございますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

新しい年を迎えるにあたり、会員企業と関係者各位、そして地域の皆様方のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせて頂きます。

どこでも申告・納税　イータックス (http://www/e-tax.nta.go.jp)

税に関する作文 入賞作品

関東信越税務連絡協議会会長賞

異国の地で学んだこと

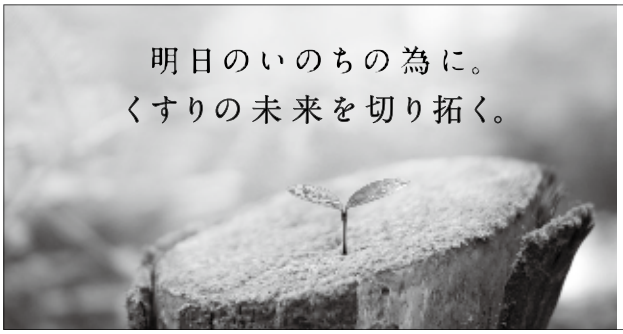
長野県松本県ケ丘高等学校　二年　宮田　眞子

眼下に広がるのは濃緑の自然豊かな大地、どこまでも続く青い空。熱帯のヤシ畑の真ん中、赤道直下の太陽に照らされ輝きを放つ近未来的な建物が見えてきた。降り立ったのはマレーシアの空の玄関口「クアラルンプール国際空港（通称ＫＬＩＡ）」。私は小学生の時に父の仕事でマレーシアに帯同し、三年間過ごした。ＫＬＩＡはアジア最大級の敷地面積を誇り、国際線の乗り継ぎが盛んなメガハブ空港だ。一九九三年、同空港の許容量オーバーを見越し、建て替え工事に向けて当時の大蔵省が百％出資し公社が設立された。その後、日本の設計・建設会社によって新空港が完成した。設計コンセプトは“森の中の空港、空港の中の森”。まさにそのコンセプトにマッチした世界有数の空港建設に日本が大きく関わったという歴史を知った時、大変誇らしく感じた。

日本は発展途上の国々の経済発展や福祉の向上のための支援を続けている。マレーシアもその一つで、水力発電やダム建設、導水事業、工場や高速道路建設など多岐に渡り技術や人的協力を行ってきた。同国は親日国として知られ、八十年代には時の首相が「ルックイースト政策」を掲げ、日本を手本にして経済発展を目指したことも親日感情の背景にあると言われている。この政策で、日本の文化や伝統に興味を持つ人が増え、マレーシアの人が留学や研修、観光に多く訪れ、相互理解が年々深まったようだ。

「私の国を良くしてくれた日本人の子どもたちに、私が出来ることを精一杯してあげたいの」。日本人学校の英語の授業で、マレーシア人の女性の先生が言った言葉が今でも忘れられない。マレーシアの人々が日本人に向ける優しさや親密感は、日馬両国が長年に亘り築き上げてきた関係性に基づいていることを、高校の世界史の授業で知った。初めての海外生活で、言葉も通じず不安なことも多かったが、今思い出すのは楽しかったことばかりで、私を心身ともに成長させてくれた大切な故郷の一つだと思っている。

発展途上国の発展支援の原資となるのは私たちが納める税金だ。自分のためだけでは無く、見えない誰かのための「思いやり」の心や、私の大切な「故郷」への恩返しの気持ちをも託し、これからもしっかり納めていきたい。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本　　社：松本市芳野19番48号



皆さん こんにちは♪

株式会社　ネックレス
松本市清水
代表取締役社長　滝沢　直美　さん

『やさしさが好循環する社会を目指して』

株式会社ネックレスは、人生の「ネック（障害・ボトルネック）」を減らすことを使命に、心身の健康支援を行う企業です。主軸はリラクゼーション事業で、サロンでの施術と会話を通じて心身のケアと健康への気づきを提供。さらに企業向けにはオフィスマッサージや運動会イベントなどの健康経営支援、一般向けには健康フェアを開催し、健康アクションのきっかけを創出しています。

経営ビジョンは「人の痛みに寄り添うことが当たり前になる、やさしさが好循環する社会」の実現。医療に至る前の“不調”にアプローチし、幸福度を高めることで企業や社会に好循環を生み出します。滝沢社長は交通事故による療養経験から心身の健康の重要性を痛感し、働く人を支援する事業を開始。リフレッシュ法は映画と温泉で、特に映画館で過ごす時間が大好きで、映画を観られない時でもフードだけテイクアウトするほど。今後は「人生を力強く生き抜くための活力とサービスを提供する」というミッションの実現に向け、関わる人を増やし、経営基盤を強化しながら社会課題解決に貢献していきたいとお話ししてくださいました。



（赤羽研二編集委員）

頑張ってます!!



『王滝の魅力を より大勢の みなさまに！』

株式会社　王滝
松本市笹賀
内田　晶子　さん

1973年創業の株式会社王滝は老舗の実績と新しい時代の融合を計る「食」産業のリーディングカンパニーとして「真心」「謙虚」「感謝」の三つの心を大切にし、お客様の心を追える社風造りを目指すことを理念の一つに掲げています。そんな王滝さんでは「あっちゃん」「小木曽製粉所」「そばきりみよ田」等、海鮮やおそば、ケータリングサービスを含めた様々な業態の飲食店を県内外で約40店舗運営されています。

お話を伺った内田さんは秘書業務に加え、新店オープンや既存店のサポート、プレスリリース、取材対応など店舗運営や広報など多岐にわたる業務に携わり、王滝グループの発展に邁進されています。広報業務については“王滝の魅力”を幅広い世代の方々にお届けできるよう既存の紙媒体での広告はもちろんインスタグラム等のＳＮＳも積極的に活用されています。「会社の姿勢とも言えますが、まずは動いてみてチャレンジしていくことが仕事の楽しさだと思います。」とのこと。「休日は美味しいもの食べたり飲んだり、観葉植物を育てることが楽しいです。」と笑顔でお話くださいました。

（田力淳子編集委員）

ふるさと！

四柱（よはしら）神社（松本市）
～願いごとむすびの神様～



皆様、神様をお数えする際の単位をご存じですか？正解は「柱（はしら）」です。四柱（よはしら）神社はその名がお示しする通り「天之御中主神（あめのみなかぬしのかみ）」「高皇産霊神（たかみむすびのかみ）」「神皇産霊神（かみむすびのかみ）」「天照大神（あまてらすおおみかみ）」という四柱の神様が御祭神として祀られている神社です。「天之御中主神」「高皇産霊神」「神皇産霊神」は日本最古の書物である古事記の冒頭に登場し、この世の全てを創り出した「造化三神」とされています。また、「天照大神」は伊勢神宮に祀られる私たちに最も身近で尊い神様です。四柱の神様の御力によりすべての願いごとがかなう神社、願いごとむすびの神様とも呼ばれ、近年ではパワースポットとして大勢の観光客も訪れているそうです。

神社の建立は明治12年10月１日。明治21年には松本大火による類焼に見舞われましたが、大正13年に大勢の人々の奉賛を得て現在の社殿が再建されたそうです。建立以来、地域住民を中心に大勢の方々の心の拠り所となっています。初宮詣や七五三などで御祈祷や参拝された方も多いかと思われます。「しんとう（神道）さん」の名称でも親しまれており、神社が建立された10月１日（～３日）に毎年開催される神道祭は街に大きな活気をもたらします。

新しい年が始まりました。今年が良い一年となりますよう神様やご先祖様、周りの人たちに感謝の気持ち抱き、一生懸命暮らしていきたいですね♪

（田力淳子編集委員）

女性部コーナー

松本児童園への地域社会貢献活動を実施

女性部では地域社会貢献活動として、児童養護施設松本児童園へ寄附金、日用品などの物品贈呈と奉仕活動を毎年実施しております。

本年度は12月17日㈬に渡辺女性部長をはじめとする３名が児童園を訪問し、会員から寄せられた善意をお届けしてまいりました。また、当日はタオルを加工して、施設で生活するこども達が使う雑巾を縫う奉仕活動も行いました。ご協力をいただきました皆様、誠にありがとうございました。





地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

労務レポート

スキマバイトについて



社会保険労務士　上　嶋　　宏

最近、スキマバイトで働く人が急増中です。始まりは、平成30年（2018年）タイミーが、日雇バイトの不便さ（面接、報酬の即時性）を解消する形で登場しました。最近の物価高や人手不足といった背景とマッチング機能をスマホアプリで開発し､面接不要､ＱＲコード利用で労働契約書の電子化及び給与の即日払いを実現したことで利便性が向上しスキマバイト急増につながりました。

スキマバイトは、１日･数時間単位で働きたい人と、急な人手不足でスポット人材を求める企業を、アプリを通じてマッチングさせることで成立します。このマッチングアプリを運営管理し、職業紹介する事業者により成り立っています。多くの事業者は、厚生労働大臣の許可を得た「有料職業紹介事業者」として運営され、企業と労働者間の労働契約の成立を仲介し、給与の即日払い（立替払い）などを行っています。

１．スキマバイト利用の留意事項

スキマバイトは、隙間時間を利用して単発・数時間単位で働く働き方で、就労先と直接労働契約を交わして労働者として働く形態ですから、就労先である事業主に労働関係法令が適用され、通常労働者と同様に最低賃金や労働条件の明示義務や労働時間管理および労働災害防止といったことが求められます。

・　労働契約の成立時期

原則として、求人への応募が完了した時点で労働契約が成立すると令和７年７月４日、厚生労働省から『いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者の労働条件の確保について』と題した通達により示されました。この中で、労働契約の成立は、アプリを利用して求人に応募し、面接などを経ずに先着順にマッチングします。特別な合意がなければ「応募した時点」で労働契約が成立すると考えられています。この通達が示される以前、マッチングアプリ運営事業者は、労働者が就業場所に到着しアプリで出勤を登録した時点で契約が成立するとしていました。そのため、事業主は労働者がアプリで出勤の登録をする前に就労をキャンセルすることがあり問題とされていました。この通達により、今後、労働者が求人に応募した時点で労働契約が成立することになります。したがって、労働契約が成立後の事業主都合によるキャンセルの場合、休業手当の支払義務が生じますのでご注意ください。

なお、スキマバイト紹介事業を行う企業が加盟するスポットワーク協会は、厚生労働省のこの通達を受けて令和７年９月１日以降、スキマバイト紹介事業について、労働者が求人への応募を完了した時点で、解約権が留保された労働契約（解約権留保付労働契約）が成立すると整理し、加盟企業に必要な対応を促すことになりました。

そして、解約権留保付労働契約の成立後（マッチングアプリを使って求人に応募した後)、解約が可能な事由を以下の８項目に整理しました。

ⅰ．天災（地震や台風など）などの不可抗力がある場合
ⅱ．労働者が長期療養や逮捕・拘留等で就労できない場合
ⅲ．就労に必要な資格がない場合や法令上の条件を満たさない場合
ⅳ．契約違反、不法行為、犯罪行為等の反社会的行為があった場合
ⅴ．募集条件で明示された勤務態度の条件を満たさない場合
ⅵ．募集条件で明示された業務経験や勤務経験の条件を満たさない場合
ⅶ．募集条件で明示された持ち物に不備がある場合
ⅷ．募集条件で明示された髪色・服装等の身だしなみの条件を満たさない場合

これら８項目に加え、以下の３項目も就業開始時刻24時間前までならば解約可能としました。

ⅸ．天災などの不可抗力によらない営業中止の場合
ⅹ．大幅な仕事量の変化で募集人員の変更が必要な場合
ⅺ．掲載ミス（業務内容や日時の誤り）があった

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

場合

これらについて以下の注意事項が考えられます。

・解約可能事由は合理的に設定され、労働条件通知書等に記載される必要があること。
・解約時にはその理由を示す必要があること。
・解約可能事由に該当しない場合、労働契約を解約することは出来ないこと。
・解約せずに労務の提供を受けない場合は休業となり、休業手当の支払が必要となること。

さらに、募集条件を定めるときの注意点として

・募集条件は具体的に整理し、募集段階で明確にする必要があること。
・募集条件に基づく解約を行う場合、条件が業務遂行に必須であること。

２．労働基準法のスキマバイトへの適用

労働基準法は労働契約が成立した時点で適用されます。スキマバイトの場合、求人者が求人を掲載し、労働者が応募した時点で労使双方の合意があったものとみなされ、労働契約が成立すると考えられています。そのため、労働基準法に基づく労働条件の明示義務や労働時間管理、最低賃金の適用などが発生します。また、労働基準法は副業・兼業による異なる使用者での労働時間も通算すべきとしていますが、労働者からの申告がない場合には通算の必要はないとされています。

以下の場合、休業手当の支払いをする必要があります。

１）使用者の責めに帰すべき事由による休業

労働契約が成立したのちに、事業主の都合で丸１日休業や仕事の早上がりをさせた場合、労働基準法第26条に基づき、使用者は労働者に対して休業手当を支払う必要があります。この場合、平均賃金の６割を支払う義務があります。

２）解約事由に基づかない解約

勤務開始前に事業主が解約権を行使してキャンセルした場合、解約事由に基づかない解約であるとき、または解約事由に基づくものであても解約権の行使が無効と評価される場合、労働契約が成立しているにもかかわらず業務を与えなかったことになります。この場合も休業手当の支払いが必要になります。

３）故意または過失による休業

使用者の故意、過失または信義則上これと同視すべき事情により休業となった場合、民法56条２項に基づき、労働者は賃金全額の請求権を有します。

以上の要件に該当する場合、休業手当を支払う必要がありますのでご注意ください。

３．労働災害防止対策

事業主は、労働者が通勤途中や仕事中にけがをした場合、就労先の事業について成立する保険関係に基づき、労災保険給付を受けられるよう対応する必要があります。

また、労働災害防止対策だけではなくハラスメント対策も事業主の義務として明記されています。これらの義務を果たすことが、労働者保護の観点から重要とされています。

４．ポイントまとめ

スキマバイトは労働契約成立時点やキャンセル時の対応、労働時間管理、賃金支払い、労災対応など、従来の雇用と異なる実務上の留意点が多く、最新の法令・通達に基づく運用が必要です。

上嶋社会保険労務士事務所
〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5
TEL.0263-88-6927　FAX.0263-88-6928

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部
部員募集中!!
お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑④〕法人税その63

役員のうち
使用人兼務役員になれない人

Q. 役員のうち、使用人兼務役員になれない人の範囲を教えて下さい。

A. 使用人兼務役員とは、役員のうち部長、課長、その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいいますが、次のような役員は、使用人兼務役員となりません。なお、同族会社の使用人のうち税務上みなし役員とされる者も使用人兼務役員となりません。

使用人兼務役員になれない役員の範囲

１．代表取締役、代表執行役、代表理事および清算人
２．副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
３．合名会社、合資会社および合同会社の業務執行社員
４．取締役（委員会設置会社の取締役に限ります。）、会計参与および監査役ならびに監事
５．上記１から４までのほか、同族会社の役員のうち所有割合(注１)によって判定した結果、次のすべての要件を満たす役員
　⑴　その会社の株主グループ(注２)をその所有割合の大きいものから順に並べた場合に、その役員が所有割合50パーセントを超える第一順位の株主グループに属しているか、第一順位と第二順位の株主グループの所有割合を合計したときに初めて50パーセントを超える場合のこれらの株主グループに属しているか、または第一順位から第三順位までの株主グループの所有割合を合計したときに初めて50パーセントを超える場合のこれらの株主グループに属していること。
　⑵　その役員の属する株主グループの所有割合が10パーセントを超えていること。
　⑶　その役員（その配偶者およびこれらの者の所有割合が50パーセントを超える場合における他の会社を含みます。）の所有割合が５パーセントを超えていること。

(注１)「所有割合」とは、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める割合をいいます。

１．その会社がその株主等の有する株式または出資の数または金額による判定により同族会社に該当する場合
　その株主グループの有する株式の数または出資の金額の合計額がその会社の発行済株式または出資（その会社が有する自己の株式または出資を除きます。）の総数または総額のうちに占める割合
２．その会社が一定の議決権による判定により同族会社に該当することとなる場合
　その株主グループの有する議決権の数がその会社の議決権の総数（議決権を行使することができない株主等が有するその議決権を除きます。）のうちに占める割合
３．その会社が社員または業務執行社員の数による判定により同族会社に該当する場合
　その株主グループに属する社員または業務執行社員の数がその会社の社員または業務執行社員の総数のうちに占める割合

(注２)「株主グループ」とは、その会社の一の株主等およびその株主等と親族関係など特殊な関係のある個人や法人をいいます。

根拠法令等　法法 34、法令 71

[具体的事例問題]

持株のない、代表取締役の妻は使用人兼務役員になれますか

Q. 私 (代表取締役) の妻は当社の取締役経理部長に就任し、常時使用人としての職務に従事しています。妻は、当社の株式を全く所有していませんが、使用人兼務役員となることができますか。なお、私は当社の株式の 50％超を保有しています。

A. あなたの配偶者は、使用人兼務役員にはなれません。
　同族会社の役員のうち、その役員の株式等の所有割合やその役員の属する株主グループの所有割合などが一定の状況にある者は、経営の中枢の地位にあると認められ、使用人兼務役員とされない役員となります。この際の株式等の所有割合の算定に当たっては、本人及びその配偶者の合計の所有割合も考慮することから、御質問のように、あなたの配偶者が株式を所有していないとしても、あなたとあなたの配偶者の所有割合の合計が５％を超えており、かつ、あなたとあなたの配偶者の属する株主グループとしての所有割合が 50％を超える場合には、あなたの配偶者は、使用人兼務役員にはなれないこととなります。(法法 34、法令 71)

詳しくは国税庁 HP タックスアンサー「№ 5205　役員のうち使用人兼務役員になれない人」を参照ください。

(税制委員会：忠地祐一、草間俊文、小池尚彦　グループ稿)
(監修：関東信越税理士会　松本支部)

ご協力ありがとうございました！

令和７年度

“松本法人会 やまびこ運動”結果報告

ご紹介 167社　　**ご入会 31社**

会員企業の皆様に、お取引先やお知り合いを紹介いただき、当会への入会のきっかけとさせていただく「松本法人会 やまびこ運動」。今年も５月から11月末まで皆様にご協力をいただきました。

本年度も各部会、青年部・女性部、関係機関の皆様に会員増強運動に取り組んでいただいたところ、紹介件数が167社、入会件数が31社となりました。皆様から賜りましたご協力に厚く御礼申し上げます。（12月19日集計時点）

なお､本年度も各部会には「新規入会件数目標」､「やまびこ運動紹介件数目標」を設け、目標を達成された部会への表彰を予定しておりますが、波田部会に両部門の目標を達成していただくとともに、筑北部会、安曇部会、奈川部会には新規入会件数、本庄部会、西北部会、塩尻部会には紹介件数目標を達成していただきました。ご協力誠にありがとうございました。

決算説明会

（法人税・消費税 /12月決算法人対象）

１月29日㈭　午後２時より　松本市駅前会館「大会議室」

１月の予定

６日税制委グループ会議　**７日**青年部第三委員会・幹事会　**８日**総務員会　**９日**納税関係団体連絡協議会懇談会　**14日**県連総務委員会
16日租税教室（菅野小学校、楢川小中学校）
21日正副会長会、拡大役員会、賀詞交換会、新入会員歓迎会　**22日**県連青年部連絡協議会
27日女性部新年特別例会　**29日**決算説明会

第120回税制勉強会開催のお知らせ

～松本税務署 梅澤副署長講演会～

○日　時　２月17日㈫午後２時～３時30分
○会　場　松本市駅前会館４階「大会議室」
○内　容　税務調査・事績の概要
○講　師　松本税務署　副署長　梅澤　貴則氏
○受講料　無料
○お申込　事務局まで **（電話0263−35−8080）**



新任のご挨拶

AIG 損害保険㈱長野支店

石山　佳佑　支店長

平素より会員の皆様には格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度12月１日付で長野支店に着任致しましたAIG 損害保険株式会社 石山佳佑と申します。簡単なプロフィールですが、2007年に新卒で入社、以来営業一筋で走り続けて参りました。その間も法人会様とは密接に業務推進させて頂きました。

昨今サイバー犯罪や自然災害増加に伴い企業様のリスクも多様化してきております。

弊社としては、会員企業様の事業継続を全面的にサポートする為、リスクコンサルティングの提供を通じて松本法人会様の会員増強および弊社ビジネスガード加入率アップに貢献して参ります。

今後とも小職および弊社貴会推進担当を何卒宜しくお願い申し上げます。

※2025年12月より支店名が「松本支店」から「長野支店」に変更されました

謹賀新春

令和８年
(2026年)
()内は選出部会

会長 滝澤文雄	副会長・研修委員長 花岡貞夫	副会長・広報委員長 百瀬衛貴男	副会長・税制委員長 百瀬幸子	副会長・厚生委員長・塩尻部会長 作田永子
副会長・豊科部会長 萩原敦己	副会長・川手部会長 髙橋直樹	副会長・波田部会長 谷上正明	副会長・総務委員長・西北部会長 田中幸一	副会長・組織委員長 清水是昭
副会長・穂高部会長 大堀秀夫	専務理事 野村和之	常任理事・青年部長 川出哲敬	常任理事・女性部長・厚生副委員長 渡辺くに子	常任理事・城西部会長 鶴見明夫
常任理事 北山良一	常任理事（芳川） 高山哲	常任理事（西部） 鈴木雅博	常任理事（南松本） 島宏幸	常任理事・総務副委員長・上土部会長 増田博志
常任理事・総務副委員長 伊藤修	常任理事・研修副委員長・南部部会長 上條栄規	常任理事・組織副委員長・南東部会長 田内光一	常任理事・広報副委員長 忠地恵子	常任理事・税制副委員長 赤羽勝巳
常任理事・厚生副委員長 高橋治美	理事・今町・六九部会長 木下匡晃	理事・伊勢町部会長 斉藤信人	理事・中央部会長 伊藤博敏	理事・深志部会長 甕秀行
理事・本庄部会長 市川興一	理事・白板部会長 田近勝之	理事・城東部会長 大和朗	理事・東部部会長 新井巻好	理事・北部部会長 大原篤
理事・南松本部会長 加藤文彦	理事・芳川部会長 浅川貴央	理事・本郷部会長 富成敏文	理事・寿部会長 堀江哲也	理事・研修副委員長・西部部会長 宮下秀保
理事・南西部会長 三谷恒彦	理事・三郷部会長 髙木一寿	理事・筑北部会長 大川美千子	理事・安曇部会長 唐澤和寿	理事・梓川部会長 小松保久
理事・堀金部会長 猪又悟	理事・朝日部会長 小林明博	理事・山形部会長 上条祐一郎	理事・奈川部会長 奥原充	理事・上高地・白骨温泉旅館部会長 齋藤康行
理事・農協部会長 田中均	理事・組織副委員長 大月清光	理事・広報副委員長 中山英也	理事・税制副委員長 赤羽総一郎	理事・青年部長経験者 廣田伸一
理事・青年部副部長 山田祥雄	理事・女性部副部長 奥原しげ子	運営審議員（今町・六九） 真峯勝則	運営審議員（本庄） 深澤洋充	運営審議員（城東） 安保充彦
運営審議員（北部） 平林哲	運営審議員（本郷） 久保村明弘	運営審議員（南西） 岡野敏明	運営審議員（塩尻） 松尾直昭	運営審議員（塩尻） 塚原嘉之
運営審議員（塩尻） 吉村和道	運営審議員（塩尻） 中村健一	運営審議員（豊科） 齊藤貴	運営審議員（豊科） 奥村恒夫	運営審議員（穂高） 遠藤洋一
運営審議員（穂高） 吉田賢司	運営審議員（川手） 藤森賢	運営審議員（川手） 太田英雄	運営審議員（三郷） 久根下直敏	運営審議員（筑北） 清水深
運営審議員（安曇） 大野哲治	運営審議員（梓川） 武田力	運営審議員（堀金） 濱田和明	運営審議員（朝日） 原博	運営審議員（山形） 木藤洋正
運営審議員（奈川） 奥原貫	監事 伊藤敏史	監事 柴田博康	監事 荒井達雄	

事務局一同

「消費税申告一声運動実施中」

あけまして おめでとうございます

午

さあ、保険の新次元へ。
T&D保険グループ



謹賀新年

大同生命は、
「経営者保険のパイオニア」として、
これからも、みなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。
本年もよろしくお願い申しあげます。

DAIDO 大同生命保険株式会社　松本支社 / 長野県松本市本庄 1-3-10（松本博労町ビル 3F）　TEL 0263-32-0829

AIG　AIG損保

2026

謹 賀 新 年

複雑化する世界の課題に共に向き合い、
ゆるぎない明日への自信を

AIG損害保険株式会社
長野支店
〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10-7F
0263-35-1933
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

謹賀新年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業の役員・従業員と
そのご家族の皆様に
安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしく
お願い申し上げます
令和八年



〈引受保険会社〉アフラック 長野支社
〒380-0823長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4階
法人会用フリーダイヤル 0120-876-505
受付時間/9:00～17:00（土日祝日除く）

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

松本法人会事務局 住所表記（入居ビル名称）変更のお知らせ

松本法人会事務局住所表記が次の通り変更となりました。

※住所変更ではございません。入居ビル名称の変更となります。お手数をお掛けいたしますが、当会住所をご登録されております場合には、ご変更いただきますようお願い申し上げます。

【ビル名称】
〇新名称〈変更後〉
松本博労町（ばくろうまち）ビル（5階）
〔旧名称〈変更前〉　大同生命松本ビル（5階）〕

【変更後の住所表記】
〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10 松本博労町ビル5階
2025年12月25日から変更となりました。ビル名称以外の住所、電話･FAX番号等の変更はございません。

地区トピックス　「三九郎」



小正月を中心に松飾りやしめ縄などを焼く火祭り行事は全国的に行われているが、長野県の火祭りをみると道祖神祭りと結びついているものが多く、神の宿った神飾りを焼いてその煙にのって神を天におかえしするという儀式から始まっているそうです。県内の火祭りの名称には、カンガリ、ホンヤリ、オンペ、サンチョ、ドウロクジン、ドンドヤキ、三九郎など30種類以上の名称があるようです。**（田力淳子編集委員）**

川柳コーナー

お餅まで
米騒動で
遠くなり

歳重ね
願う時間が
増えていく

願うなら
行動しなきゃと
子に言われ

新米

あとがき

明けましておめでとうございます。

今年は、2月のミラノ・コルティナ冬季オリンピックに始まり、3月のWBC、6月のサッカーW杯と、スポーツイベントが目白押しです。

前回を振り返ると、北京オリンピックでの平野選手の意地を見せた2回目の演技、WBC決勝9回裏での大谷選手とトラウト選手の夢の対決、カタールW杯スペイン戦での三苦選手の「1ミリ」――今でも昨日のことのように思い出されます。もう次の大会の時期が来たのかと、時の流れの速さを感じます。

冬季オリンピックでは、3大会連続金メダルを狙う高木美帆選手の1，500mでの活躍、WBCではMLBでも「神」と称される大谷選手と、ジャッジ選手率いる史上最強メンバーのアメリカ代表との対決、そしてW杯では優勝を目指す森保ジャパンがどこまで世界に通用するのか――期待は尽きません。

折角のスポーツイヤーなので、私も「見るだけ」ではなく、月1キロ減を目標に1年間、運動に励みます。結果は、来年のこのコーナーでご報告できればと考えております。（赤羽）

（本号編集委員：田力淳子　赤羽研二）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社